



市章

大津市公報

令和6年9月26日
号外（第56号）

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目次

- 規 則
- 64 大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 65 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 66 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第64号

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則（平成15年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「いないが、」を「いないが」に改め、「場合」の次に「又はパートナー関係にあった場合」を加える。

第6条第1項第2号中「いないが、」を「いないが」に改め、「あるとき」の次に「又はパートナー関係にあった者であるとき」を加え、同項第3号中「いないが、」を「いないが」に改め、「あった者」の次に「又はパートナー関係にあった者」を加える。

様式第1号中

	男 ・ 女
--	-------

を

「
に、「いないが、」

を「いないが」に改め、「あった者であるとき」の次に「又はパートナー関係にあった者であるとき」を、「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナー関係にあった者を含む。）」を加える。

様式第2号中

	男 ・ 女
--	-------

を

「
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用

されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第65号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第66号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「を含む」を「又はパートナー関係を含む。第16条第1項において同じ」に改める。

第17条第2項第1号中「婚姻の予約者」の次に「又はパートナー関係にある者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。